

## 香美町外国人受入費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国際貢献を目的とした技能実習制度及び企業の人材不足を補う特定技能制度により本町に移住する外国人を雇用する町内事業者の費用負担を軽減することを目的に、当該事業者に対し、町が予算の範囲内で補助金を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条に規定する町内に本社若しくは事業所を有する中小企業者又は町内に住所を有する個人事業主をいう。
- (2) 事業者 前号の事業所を運営する者をいう。
- (3) 外国人就労者 在留資格が技能実習又は特定技能の者で、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づき事業所に適切に雇用された者をいう。
- (4) 受入調整機関等 外国人技能実習機構から認定された監理団体、出入国在留管理局に登録された登録支援機関又は国際人材協力機構をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和5年4月1日以降、新たに事業所に採用され、町内に住所を有する外国人就労者を雇用した事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 町税の滞納がある者又は必要な申告を行っていない者
- (2) 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第1号及

び第2号の規定に該当する者

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種を営む者のうち、外国人就労者を接待業務等に従事させる者
- (4) 国、県、町又はその他公共的団体等から類似する補助金等の交付を受けている、又は受けようとする者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと町長が認める者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、令和5年4月1日以降に外国人就労者を雇用するために受入調整機関等に支払う経費のうち、雇用した年度の末日までに支払う別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、外国人就労者1人につき、20万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、香美町外国人受入費用補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 外国人就労者の労働契約通知書、雇用契約書等、雇用に関する書類
- (2) 就労する外国人の在留カードの写し（表裏面）
- (3) 経費の内容が確認できる書類（請求書等）
- (4) 経費の支払いが完了したことが確認できる書類（振込書等）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、香美町外国人受入費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、香美町外国人受入費用補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(2) 交付決定を受けた内容を承認なく変更し、又は取りやめたとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) その他町長が交付決定を不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、香美町外国人受入費用補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該決定通知者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還をさせることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、香美町外国人受入費用補助金返還命令通知書（様式第5号）により、当該決定通知者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
職業紹介事業者への斡旋料
登録支援機関への委託費用（初年度に限る。）
建設技能人材機構（JAC）入会金（建設業のみ）
監理団体入会金
国際人材協力機構（JITCO）会費（初年度に限る。）
外国人技能実習機構（OTIT）手数料